

おひさ かわら版

No.133
平成29年9月号

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890



9月の予定

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10 源泉徴収税 住民税	11	12	13	14	15	16
17	18 敬老の日	19	20	21	22	23 秋分の日
24	25	26	27	28	29	30 社会保険料
1	2 国保税/固定資産税	3	4	5	6	7

厚生年金の 保険料率が変わります

今回改定された保険料率は平成29年9月分以降の保険料を計算する際の基礎となります。

2004年の年金制度改革により、厚生年金は2004年10月から13.93%だった保険料率が毎年段階的に引き上げられてきました。

今年の9月以降は上限の18.30%になり、今回の変更で国が定めた上限に達したため固定化となります。

ただし、今後の政権の方針次第では、さらに税率がアップする可能性もあるとされますが、被保険者の負担増となることで政府内に慎重論もあるようです。

一般の被保険者

現行

18.182%

変更後

平成29年9月から

18.300%

**10月に支給される
給料から改定された
保険料になります!!**

◆ 9月10日(納付期限 9月11日)

- ・源泉所得税、
住民税特別徴収税納付
8月分

◆ 9月30日(納付期限 10月2日)

- ・社会保険料の納付
(健保・厚生年金) 8月分

◆ 10月2日

- ・国民健康保険税納付 第3期
- ・固定資産税納付期限 第3期

山形県最低賃金を22円引上げ

時間額 739円

—山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会は、8月10日、現行の山形県最低賃金(717円)を22円引上げ、時間額739円に改正するよう山形労働局長に答申を行いました。

今後、山形労働局長は、答申内容の公示を行い、その後発効の手続きを経て、最短で10月6日から効力が発生する予定です。